

労働災害の約8割は、停車時に発生

停車中の危険は、すぐ側に

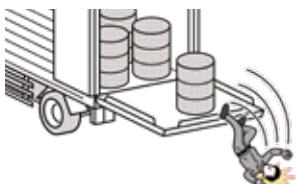
テールゲートリフターからの転落災害編

労働災害（陸上貨物運送事業における死傷災害）は、約8割が荷役作業中、つまり「車両が停車している時」に発生しています。今回は、テールゲートリフター上で作業をしている際に転落した災害事例および対策を紹介します。

災害例

テールゲートリフターから地面に転落

被災者はテールゲートリフターに乗り、工業用油200Lが入ったドラム缶を荷台から降ろしていた。その際、テールゲートリフターの昇降板からトラック後方に転落し、頭を強打した。



原因

- 荷台から後ずさりしながら降ろしていた。
- 後方や足元の確認が十分でなかった。

対策

- 後ろ向きで荷役作業をせざるを得ない場合は、後方・足元の確認をしっかり行う。
- 昇降板上で作業できるスペースを確保する。
- 昇降板は揺れやすいので慎重に移動する。
- 荷役作業時は必ず保護帽（ヘルメット）を着用する。

荷役作業時は作業高にかかわらず、必ず保護帽の着用を！

わずか50cmの高さから転落した場合でも、打ちどころによっては死亡災害に至ってしまうことがあります。高さ2mに満たない地点での作業であっても、荷役作業時には必ず保護帽を着用しましょう。また、日頃から社員に保護帽の意義や効果に関する社内教育を実施し、着用を徹底させることが大切です。



■保護帽着用時、5つのポイント

- ① 墜落時保護用※を使用すること
- ② 傾けずにかぶること
- ③ あごひもをしっかりと、確実に締めること
- ④ 破損したものは使わないこと
- ⑤ 耐用年数を守ること

※保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃を吸収する部品を備えた「墜落時保護用」を使用することが望まれます。

保護帽の正しいかぶり方や点検方法は
こちらから

